

第I部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

- 1.1 生徒指導の定義 (生徒指導の定義、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- 1.2 生徒指導の構造 (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応) 等)
- 1.3 生徒指導の方法 (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)
- 1.4 生徒指導の基盤 (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点 (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習（探究）の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 3.2 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌の横断、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、活動体制、教育相談の研修、年間計画 等)
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 3.5 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰、出席停止措置 等)
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載にあたっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第II部 個別の課題に関する児童生徒への対応

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。 ※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。

- 1) 関連法規・基本方針等
- 2) 学校の組織体制と計画
- 3) 未然防止・早期発見・対応
- 4) 関係機関等との連携体制

- 第4章 いじめ
- 第5章 暴力行為
- 第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)
- 第7章 児童虐待
- 第8章 自殺
- 第9章 中途退学
- 第10章 不登校
- 第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題
- 第12章 性に関する課題
- 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等

生徒指導提要の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）等について網羅的にまとめたもの（平成22年3月作成）。



改訂の背景

- ・平成22年に**生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過**。
- ・近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、**個別事項を取り巻く状況は変化**。
- ・今日的な状況を踏まえ、**「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において生徒指導提要を改訂**（右記QR）。



改訂の基本的な方向性

● 「積極的な生徒指導」の充実

目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

個別課題（いじめ、不登校、自殺、校則、子供の権利、性的マイノリティ等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

● 新学習指導要領やチームとしての学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

開催実績

- **第1回 (R3.7.7)**
 - ・改訂の基本的な考え方、ヒアリング（中学校、高等学校）
 - **第2回 (R3.7.30)**
 - ・ヒアリング（小学校、積極的な生徒指導）、目次構成案
 - **第3回 (R3.8.25)**
 - ・ヒアリング（自殺、少年非行）
 - ・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するWGの設置
 - **第4回 (R3.10.15)**
 - ・ヒアリング（不登校、いじめ）、目次構成案 等
 - **第5回 (R3.11.26)**
 - ・WGにおける審議結果の報告、執筆スケジュール 等
 - **第6回 (R4.3.7)**
 - ・生徒指導提要の改訂（素案）※非公開
 - **第7回 (R4.3.29)**
 - ・生徒指導提要の改訂（改訂試案）
 - **第8回 (R4.7.22)**
 - ・生徒指導提要の改訂（改訂素案）
 - **第9回 (R4.8.26)（※最終回予定）**
 - ・生徒指導提要の改訂（案）
- 9月中を目途に文部科学省HPにおいて公表予定